

鳥取県告示第 371 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町井手字道端572の1・572の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町井手字道端591の4・591の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）